

会 議 録

会 議 の 名 称	中央小学校・星宮小学校再編成準備委員会 第7回 P T A 部会
開 催 日 時	令和3年3月17日（水） 開会：午後5時45分・閉会：午後6時50分
開 催 場 所	産業文化会館2A会議室
出席者（委員） 氏 名	小池邦彦部会長、市川ひろみ副部会長、加藤友香、櫛引浩士、砂越 聡、松本昌子、森田美智子
欠席者（委員） 氏 名	丸山靖雄
事 務 局	上野主幹、田沼、柏瀬、吉野
会 議 内 容	1．開会 2．協議 （1）半袖・ハーフパンツについて （2）慶弔規定について 3．次回の会議の日程、会場について 4．閉会
会 議 資 料	・中央小・星宮小再編成準備委員会 第7回 P T A 部会次第 ・忍小学校 PTA 慶弔規定（案）
そ の 他 必 要 事 項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
部会長	1 開会 2 議事 （１）半袖・ハーフパンツについて ・はじめに、半袖・ハーフパンツについて、ジャージの決定業者である株式会社オザワ様に来ていただいておりますので、株式会社オザワ様から説明をお願いいたします。 （業者説明） ※業者が持参したもの ①前回部会で決定したジャージ ②半袖サンプル ４点 a) 白地の半袖 b) 白地の半袖（襟元に水色のラインがあるもの） c) 白地の半袖（襟元に紺色のラインがあるもの） d) 紺地（ネイビー）の半袖 ③ハーフパンツサンプル １点
部会長	・ありがとうございます。ご意見やご質問はございますか。 素材、洗濯に対しての強度は問題ないと思われますので、重要となってくるのは色・デザインかと思います。
部会長	・ロゴや校章の有無についてはこれから決定していくということで問題ないでしょうか。
(株) オザワ	・問題ありません。中央小で現在使用されている半袖は、名札の中に校章が入っているものと記憶しております。ロゴ・校章の有無及び位置については皆様で話し合った結果をお伝えいただけれ

	ばと思います。
部会長	・そしたら、今回の部会では半袖及びハーフパンツのデザインについて決めるということによろしいですね。
事務局	・はい。特に色についてお話しいただければと思います。
部会長	・再編後、今後5年間は新旧デザインが共存する期間であるということを考えなければならないと思います。 ジャージデザインについても、この観点から現行のデザインと似たデザインを選択したという経緯があります。 新校の児童だけ、かけ離れたデザインとなることはおかしいと思いますがいかがでしょうか。 基本的には白を基調としたデザインとするか、紺を基調としたデザインとするかの二択となるかと思います。 教頭先生は、現場の目から見て、どのようなデザインが好ましいと思われますか。
森田教頭	・活動面から、墨や絵の具を使用することを考えて、紺を基調としたデザインでも良いのではないかとってはいたのですが、新ジャージとの色合いや、再編後の共存期間を考えると白を基調としたデザインが良いのではと思います。
砂越教頭	・紺を基調としたデザインを選択した場合、白と紺が共存することとなり、どちらも目立ってしまいます。 気にしてしまう児童もいると思われますので、白を基調としたデザインの方が好ましいと考えております。
部会長	・ハーフパンツも紺を基調としたデザインとなっていますので、

A 委員	半袖も紺系統ですと色が被ってしまいます。ジャージ使用時はインナーとして半袖を着用することとなりますので、白地の半袖で問題はないものと考えますが、女性の皆さまはどうお考えですか。 ・親目線からすると、子どもはお構いなしに半袖を汚してくるものなので、洗濯をする手間を考えると、紺を基調としたデザインも良いのではないかと考えています。 ですが、再編後の共存期間を考えると、やはり紺は難しいのかなと思います。
部会長	・児童が成長過程にあることを考えると、同じサイズの半袖を着用できるのは2年間位なのではないでしょうか。 2年ごとに半袖が新しくなることや、日々着用するために複数枚購入することを想定すると、汚れについてはそこまで気にされなくても大丈夫なのではないでしょうか。
B 委員	・株式会社オザワ様の半袖の説明の中で、着用する下着が黒地（紺等含む）のものでなければ、白地の半袖を着用した場合に女性の下着が透ける心配はほとんどないとのお話しがありましたが、実際に白地の半袖を着用している他校の児童の保護者から、下着の透けに関してご意見をいただくことはないのでしょうか。
(株) オザワ	・どうしても白地の半袖ですので、全く透けないということではございません。ですが、近年、小学校、中学校、高校で最も多くご採用いただいている半袖のモデルは本日お持ちした白地の半袖となっております。 高学年になればなるほど、半袖の下にキャミソールを着用する等して、下着が透けることを防いでいるのではないかと思います。 ですので、下着の色が透けやすいことを理由に、保護者様から御

	連絡をいただくことはございません。
B 委員	・わかりました。ありがとうございます。
部会長	・白地の半袖に決めた場合、後はラインの有無について決める必要があります。襟元のラインについて、無いものを選ぶか、紺を選ぶか、又は水色とするのか、いかがでしょうか。 本日の部会では、ラインの有無まで決めるということによろしいのでしょうか。
事務局	・可能であるならば、そこまでは決定していただきたいです。 次回に持ち越すことは可能ですが、次回も同じ争点で協議が継続する可能性を考えると、本日決定してしまった方が良いのではないかと思います。
部会長	・では、現物を見ながら話したいと思います。 (委員全員後方のサンプルが掲示されている席へ移動) ※各々、各デザインを確認
部会長	・では、この場で半袖のデザインを決定したいと思います。 多数決の方法で決定したいと思います。 どれが良いか、指差しで決定したいと思います。皆様どのデザインがよろしいでしょうか。 (満場一致で『白地の半袖(襟元：紺色、白のラインがあるもの)』に決定)
部会長	・では株式会社オザワ様、白地の半袖(襟元：紺色、白のライン

(株) オザワ 部会長 事務局	があるもの)に決定いたしましたので、宜しく願いいたします。 ・かしこまりました。今後ロゴの位置や、校章が決定したら、またサンプルを作成し、持参いたします。 ・ありがとうございます。今後のスケジュールにつきましては、事務局と株式会社オザワ様とで調整いただきますようお願いいたします。 (業者 退室) (2) 慶弔規定について ・前回の部会以降、部会長、副部会長及び両校の教頭先生と協議し、慶弔規定(案)を作成いたしました。 全体で第8条まであり、両校の現行の規定の折衷案となっております。 ポイントだけ、かいつまんで説明いたします。 ① 第2条 P T A会員には、「会員たる教職員も含む」との文言を付け加えました。これは、「P T A会費を納めている教職員」という意味です。 ② 第4条 会員、児童、教職員の親族の死亡についての規定ですが、香料 5,000 円と花環と記載のある部分につきまして、花環を生花と読み替えることといたしました。 ③ 第5条 見舞金でございますが、第2項「児童の疾病による長期入院」につきまして、長期入院の日数を明示した方がよろしいでしょうか。現行の星宮小の規定では、「20日以上」となっ
--------------------------------------	---

	おります。 ④ 第 6 条、第 7 条 祝い金及び送別金についてですが、両校の間を取り、5,000 円とさせていただきました。 ⑤ 第 8 条 P T A 役員の転退職についてです。 中央小学校の現行の規定では、勤続年数といった細かい要件もごございますが、令和 4 年度の新校開校時点では継続して役員を務められている方はいないことから、「会長及び副会長」及び、「その他会長が必要と認めた者」と条文をシンプルにいたしました。
部会長	・ それでは、現在の説明につきまして何か御質問はございますか。
部会長	・ 花環・生花についてですが、最近は供花とすることが一般的かと思います。供花は花環及び生花も含むことから、供花に文言を変えてはいかがでしょうか。
事務局	・ そのように修正いたします。
部会長	・ また、第 5 条の長期入院についてですが、近年、医学の進歩により入院日数は少なくなっています。 日数を明示してしまうと、同じ病気でも人によって見舞金を受け取れるかどうかが変わってきてしまうため、長期入院の具体的な日数は明示せず、入院の報告を受けて P T A 本部で協議する形とした方がよいのではないのでしょうか。
C 委員	・ 第 8 条の表彰についてですが、新校が開校して 3 年間は、誰も表彰されなくなってしまうのでしょうか。

事務局	・令和４年度に会長を務めた方が、令和５年度に辞した場合などは表彰の対象になるかと思います。
C 委員	・星宮小学校の現行の規定では、本部役員を務めた方は、本部役員を辞する際、年数に寄らず総会で表彰されることとなっております。新校でも、そのようにすることは難しいのでしょうか。
部会長	・中央小学校の現行の規定では、人数が多いこともあり「３年以上本部役員を務めた者及び累積４年以上 P T A 役員を務めたもの」となっております。 平均して、毎年３～４人程度が表彰対象となっています。
部会長	・新校の規定につきましては、まずは「その他会長が必要と認めたもの」との文言を残し、今後追加・修正を加えていくということでしょうか。
D 委員	・新校が始まり、三年経過した段階で、総会を通じて慶弔規定を改正していけばよいのではないのでしょうか。
事務局	・「その他会長が必要と認めたもの」という文言さえあれば、令和５年度に特定の人物を表彰することは可能です。
部会長	・では、この案を新校の慶弔規定（案）とさせていただきます。 今後、P T A 総会で最終的に決定する形といたします。 又、慶弔規定に関し、その他確認事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	・４点確認いたします。

- ① 来年度の新校準備金として、両校とも、会員 1 人当たり 2,000 円の計上をお願いします。これは、教職員を含みます。
- ② 5 月に開催を予定しております、両校の P T A 総会にて、新校の P T A 会則（案）をお示してください。
- ③ 次回 P T A 部会において、両校の代表者による新校の「役員推薦委員会（仮称）」を発足し、新校の P T A 役員（内定者）を決定いたします。
- ④ P T A 役員（内定者）が決定いたしましたら、各校とも令和 4 年 3 月に臨時 P T A 総会を開催していただきたいと思ひます。臨時 P T A 総会の内容は今後の検討事項ではありますが、新校 P T A 会則及び新役員につきまして、案としての承認を取っていただきたいと思ひます。

3 次回の会議の日程、会場について

開催日：令和 3 年 6 月 1 6 日（水）

時 間：午後 6 時 3 0 分

会 場：産業文化会館 2 A 会議室

4 閉会